

ほけんだより



インフルエンザの流行の兆し

沖縄県内では、年間を通してインフルエンザが発症しており、季節的な感染症ではなく、最近もインフルエンザ発生報告数が多くなってきております。厚生労働省のガイドライン、学校保健安全法の中で、出席停止期間が定められていますのでお知らせいたします。

☆インフルエンザと診断された場合の出席停止期間

発症した後 5日を経過し、かつ、解熱した後 3日を経過するまで自宅療養

※『発症した後5日』『解熱した後3日』とは発熱、解熱した当日を0日として数えます。

インフルエンザによる出席停止期間早見表

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後		
		必ず休まなければならない期間です								
例1	発症後 1日目に 解熱した 場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
例2	発症後 2日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目 発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能		
例3	発症後 3日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能	
例4	発症後 4日目に 解熱した 場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登園可能

※発症した後 5日を経過し、かつ解熱した後 3日を経過していても、咳がひどい、食欲・元気がないなど体調の回復が十分でないときは自宅療養させてください。

保護者各位

きらら保育園
園長 新垣 善正

学校伝染病（インフルエンザ）にかかったら

インフルエンザにかかったときは、医師の診断を受け、クラス担任まで連絡してください。
また、感染拡大の予防と患児の体力回復のため、発症した後 5 日を経過し、解熱した後 3 日を経過するまでは保育園をお休みさせてください。

症状が治まり、主治医より登園の許可がございましたら、下記の「インフルエンザ回復届書（登園許可書）」の各項目にもれなく（保護者で）記入し、保護者の署名・捺印の上、保育園へ提出おねがいします。

※尚、下記の証明書と同様の内容が記載されていて、保護者の署名・捺印があれば別書式の用紙で提出されてもかまいません。

----- 切り取り線 -----

インフルエンザ回復届書（登園許可書）※保護者記入

組 氏名 _____

受診した日	平成 年 月 日 曜日								
受診した病院									
診断名	インフルエンザ A 型 ・ B 型 ・ その他 ()								
	発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
	かならず休まなければならない期間です						熱の下がった日によって欠席するべき日数が変わります		
日にち 曜日	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()	/ ()
朝 (時)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夕 (時)	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

上記のとおり、発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日経過して体調が回復しましたので登園します。

平成 年 月 日

保護者氏名： _____

Ⓔ